

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	18,075,490,376	17,559,851,744	394,833,820	17,165,017,924
	機 械 及 び 装 置	41,391,492,390	40,463,401,875	801,217,170	39,662,184,705
	船 舶	394,135,599	225,504,463	141,398,112	84,106,351
	航 空 機	25,085,579	24,760,700	649,758	24,110,942
	車 両 及 び 運 搬 具	471,582,488	462,367,717	7,362,737	455,004,980
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,179,755,903	17,137,510,043	84,402,448	17,053,107,595
	調 整 額	1,847,262	1,847,262	-	1,847,262
	小 計 (ハ)	77,539,389,597	75,875,243,804	1,429,864,045	74,445,379,759
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	43,138,569,685	37,230,658,789	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,288,446,453	1,800,414,251	-	-
	小 計 (ニ)	45,427,016,138	39,031,073,040	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	336,029,362	330,391,423	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	123,302,435,097	115,236,708,267	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	114,555,776,203	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	680,932,064	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,973,766,973	5,848,626,599	99,036,683	5,749,589,916
	機 械 及 び 装 置	6,926,319,729	6,643,612,496	280,810,833	6,362,801,663
	船 舶	92,205,797	58,048,610	32,593,537	25,455,073
	航 空 機	6,319,117	6,291,075	56,084	6,234,991
	車 両 及 び 運 搬 具	105,728,701	100,683,407	3,506,682	97,176,725
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,395,071,095	6,371,774,234	64,424,286	6,307,349,948
	調 整 額	1,509,984	1,509,984	-	1,509,984
	小 計 (ハ)	19,500,921,396	19,030,546,405	480,428,105	18,550,118,300
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,838,603,085	7,835,992,202	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	271,115,747	240,897,651	-	-
	小 計 (ニ)	9,109,718,832	8,076,889,853	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		28,610,640,228	27,107,436,258	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	27,107,436,258	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	10,060,861,752	9,748,844,678	215,491,526	9,533,353,152
	機 械 及 び 装 置	28,434,467,406	27,879,516,937	424,512,089	27,455,004,848
	船 舶	230,380,547	128,392,256	81,407,196	46,985,060
	航 空 機	14,519,052	14,510,559	16,986	14,493,573
	車 両 及 び 運 搬 具	292,123,888	288,080,941	3,766,788	284,314,153
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	9,368,507,702	9,356,146,070	15,170,960	9,340,975,110
	調 整 額	337,277	337,277	-	337,277
	小 計 (ハ)	48,401,197,624	47,415,828,718	740,365,545	46,675,463,173
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	24,294,665,459	20,756,232,886	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,214,474,425	880,589,479	-	-
	小 計 (ニ)	25,509,139,884	21,636,822,365	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		73,910,337,508	69,052,651,083	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	68,963,654,954	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	88,996,129	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	2,040,861,651	1,962,380,467	80,305,611	1,882,074,856
	機 械 及 び 装 置	6,030,705,255	5,940,272,442	95,894,248	5,844,378,194
	船 舶	71,549,255	39,063,597	27,397,379	11,666,218
	航 空 機	4,247,410	3,959,066	576,688	3,382,378
	車 両 及 び 運 搬 具	73,729,899	73,603,369	89,267	73,514,102
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,416,177,106	1,409,589,739	4,807,202	1,404,782,537
	調 整 額	1	1	-	1
	小 計 (ハ)	9,637,270,577	9,428,868,681	209,070,395	9,219,798,286
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	10,005,301,141	8,638,433,701	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	802,856,281	678,927,121	-	-
	小 計 (ニ)	10,808,157,422	9,317,360,822	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		336,029,362	330,391,423	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		20,781,457,361	19,076,620,926	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	18,484,684,991	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	591,935,935	-	-

② 個人
 (1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	595,781,284	572,989,229	22,777,543	550,211,686
	機 械 及 び 装 置	330,263,283	329,267,873	2,123,891	327,143,982
	船 舶	63,004,937	31,810,414	27,640,837	4,169,577
	航 空 機	37,626	37,626	-	37,626
	車 両 及 び 運 搬 具	11,670,772	11,666,588	4,183	11,662,405
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	227,932,416	227,892,231	78,328	227,813,903
	調 整 額	1	1	-	1
	小 計 (ハ)	1,228,690,319	1,173,663,962	52,624,782	1,121,039,180
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	2,358,509	2,059,096	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,237,392	1,910,856	-	-
	小 計 (ニ)	4,595,901	3,969,952	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,233,286,220	1,177,633,914	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,177,633,914	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	197,420,197	197,368,743	53,754	197,314,989
	機 械 及 び 装 置	62,144,204	62,137,884	7,763	62,130,121
	船 舶	2,747,711	1,685,174	1,063,924	621,250
	航 空 機	2,104	2,104	-	2,104
	車 両 及 び 運 搬 具	526,269	526,269	-	526,269
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	63,843,076	63,840,208	13,679	63,826,529
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	326,683,561	325,560,382	1,139,120	324,421,262
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,549	4,774	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	9,549	4,774	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		326,693,110	325,565,156	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	325,565,156	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	286,505,724	281,564,855	4,964,618	276,600,237
	機 械 及 び 装 置	166,043,474	165,456,855	1,780,469	163,676,386
	船 舶	34,483,236	17,081,025	14,820,343	2,260,682
	航 空 機	21,400	21,400	-	21,400
	車 両 及 び 運 搬 具	4,732,483	4,730,818	1,664	4,729,154
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	132,976,987	132,949,651	55,164	132,894,487
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	624,763,304	601,804,604	21,622,258	580,182,346
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,333,467	1,269,767	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	3,461	1,731	-	-
	小 計 (ニ)	1,336,928	1,271,498	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		626,100,232	603,076,102	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	603,076,102	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	111,855,363	94,055,631	17,759,171	76,296,460
	機 械 及 び 装 置	102,075,605	101,673,134	335,659	101,337,475
	船 舶	25,773,990	13,044,215	11,756,570	1,287,645
	航 空 機	14,122	14,122	-	14,122
	車 両 及 び 運 搬 具	6,412,020	6,409,501	2,519	6,406,982
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	31,112,353	31,102,372	9,485	31,092,887
	調 整 額	1	1	-	1
	小 計 (ハ)	277,243,454	246,298,976	29,863,404	216,435,572
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,015,493	784,555	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,233,931	1,909,125	-	-
	小 計 (ニ)	3,249,424	2,693,680	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	280,492,878	248,992,656	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	248,992,656	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	17,479,709,092	16,986,862,515	372,056,277	16,614,806,238
	機 械 及 び 装 置	41,061,229,107	40,134,134,002	799,093,279	39,335,040,723
	船 舶	331,130,662	193,694,049	113,757,275	79,936,774
	航 空 機	25,047,953	24,723,074	649,758	24,073,316
	車 両 及 び 運 搬 具	459,911,716	450,701,129	7,358,554	443,342,575
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,951,823,487	16,909,617,812	84,324,120	16,825,293,692
	調 整 額	1,847,261	1,847,261	-	1,847,261
	小 計 (ハ)	76,310,699,278	74,701,579,842	1,377,239,263	73,324,340,579
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	43,136,211,176	37,228,599,693	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,286,209,061	1,798,503,395	-	-
	小 計 (ニ)	45,422,420,237	39,027,103,088	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		336,029,362	330,391,423	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		122,069,148,877	114,059,074,353	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	113,378,142,289	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	680,932,064	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,776,346,776	5,651,257,856	98,982,929	5,552,274,927
	機 械 及 び 装 置	6,864,175,525	6,581,474,612	280,803,070	6,300,671,542
	船 舶	89,458,086	56,363,436	31,529,613	24,833,823
	航 空 機	6,317,013	6,288,971	56,084	6,232,887
	車 両 及 び 運 搬 具	105,202,432	100,157,138	3,506,682	96,650,456
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,331,228,019	6,307,934,026	64,410,607	6,243,523,419
	調 整 額	1,509,984	1,509,984	-	1,509,984
	小 計 (ハ)	19,174,237,835	18,704,986,023	479,288,985	18,225,697,038
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,838,593,536	7,835,987,428	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	271,115,747	240,897,651	-	-
	小 計 (ニ)	9,109,709,283	8,076,885,079	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		-	-	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		28,283,947,118	26,781,871,102	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	26,781,871,102	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9,774,356,028	9,467,279,823	210,526,908	9,256,752,915
	機 械 及 び 装 置	28,268,423,932	27,714,060,082	422,731,620	27,291,328,462
	船 舶	195,897,311	111,311,231	66,586,853	44,724,378
	航 空 機	14,497,652	14,489,159	16,986	14,472,173
	車 両 及 び 運 搬 具	287,391,405	283,350,123	3,765,124	279,584,999
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	9,235,530,715	9,223,196,419	15,115,796	9,208,080,623
	調 整 額	337,277	337,277	-	337,277
	小 計 (ハ)	47,776,434,320	46,814,024,114	718,743,287	46,095,280,827
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	24,293,331,992	20,754,963,119	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,214,470,964	880,587,748	-	-
	小 計 (ニ)	25,507,802,956	21,635,550,867	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	73,284,237,276	68,449,574,981	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	68,360,578,852	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	88,996,129	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	1,929,006,288	1,868,324,836	62,546,440	1,805,778,396
	機 械 及 び 装 置	5,928,629,650	5,838,599,308	95,558,589	5,743,040,719
	船 舶	45,775,265	26,019,382	15,640,809	10,378,573
	航 空 機	4,233,288	3,944,944	576,688	3,368,256
	車 両 及 び 運 搬 具	67,317,879	67,193,868	86,748	67,107,120
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,385,064,753	1,378,487,367	4,797,717	1,373,689,650
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	9,360,027,123	9,182,569,705	179,206,991	9,003,362,714
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	10,004,285,648	8,637,649,146	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	800,622,350	677,017,996	-	-
	小 計 (ニ)	10,804,907,998	9,314,667,142	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)		336,029,362	330,391,423	-	-
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		20,500,964,483	18,827,628,270	-	-
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	18,235,692,335	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	591,935,935	-	-